

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2020-09

ハイライト：

国民の目線に合った「知的財産審査・審判」サービス導入	1
特許法院2020. 7. 3宣告2019HE06785 [権利範囲確認(特許)]	2
FUGEN/バイオ、CL/バイオに対する特許権侵害差止め仮処分訴訟で勝訴	3
25年間社名として使ってきたが…BBQ、現代自動車と「GENESIS」の商標権訴訟	4
新型コロナにもかかわらず今年上半期の知的財産権の出願が増加	5
2010年対比、最近のデザイン権保有期間が1.8年長くなる	6



国民の目線に合った 「知的財産審査・審判」サービス導入

特許庁は、最近、社会全般の公正性改善に対する国民の高まった認識を反映させ、これまで不公正と認識されなかった審査・審判慣行及び制度を国民目線で客観的に把握し、問題点について先を見越して実効性をもって改善するために対策を設けた。

国民の要求、政府レベルでの公正政策の推進などを考慮し、知的財産の審査・審判業務の公正性・信頼性向上のための対策を推進していく方針だ。

特許庁は、知的財産の審査・審判の公正性・透明

性向上のため、これらの内容を盛り込んだ「知的財産審査・審判分野における清廉度向上対策」を発表した。

今回の対策は、「国民の目線に合った知的財産審査・審判サービスの提供」という目標を掲げて、①制度改善分野、②インフラ改善分野、③疎通・協力分野の3大分野と14の細部課題に重点的に取り組む。

特許庁と大韓弁理士会は2020年6月に懇談会を開催し、公正で透明な知的財産のエコシステムづくりのために相互協力案を模索することとし、今回の対策ではこれに伴う後続措置として具体的な実践案を設けた。

1. 制度改善による知的財産サービスの公正性及び信頼性の向上

知的財産の審査・審判事件を担当する弁理士が、庁職員との縁故関係などを顧客に知らせた

り、これを活用した営業活動を事前に遮断するために、弁理士法改正を推進する。

知的財産行政の公正性を確実なものとするために、庁の公務員が自らの職務に関する特定の弁理士及び特許法律事務所を推薦または紹介することができないよう、特許庁公務員の行動綱領を改正する。

また、審査官・審判官及び弁理士の倫理規定の強化、審判制度で運営されている回避制度を審査分野まで拡大して、審理終結予定を通知した後3ヶ月以内に審決処理するように制度を改善する。

2. インフラ改善による審査・審判の透明性及び品質の向上

新型コロナの影響で審査・審判事件の非対面面談が拡大する状況の中、請求人が場所に縛られず自宅や事務所で映像面談ができるよう、オンライン映像面談システムを活用した面談を拡大する。

「審査・審判品質委員会」を構成し、終結した主な事件について共同分析・政策提言などの役割を果たして審査・審判サービスの品質向上に取り組む。

その他、審判口頭審理・説明会のオンライン中継を導入したり、事件の進み具合をリアルタイムでフィードバックすることにより透明性を高め、審査官用ビッグデータ活用システムも構築して技術的専門性も強化する。

3. 疎通・協力による国民の参加を拡大及び官民協力の強化

国民の関心が高い主な審判事件について、一般の国民が観覧し、技術専門家が参加できるように、国民の観覧及び専門審理委員制度の導入に取り組む。

審判事件の口頭審理を段階的に拡大し、決定系審判事件にも口頭審理を試験的に導入して審理過程の公正性と透明性を高める。

大韓弁理士会は韓国知識財産協会（KINPA）と公正な知的財産文化造りのための業務協約を締結し、民間の清廉パートナーの役割を果たすための教育と支援も強化する。

特許庁次長は、「公正で透明な審査・審判行政は、

知的財産行政の信頼性向上及び健全な知的財産のエコシステム発展のための礎」であるとし、「今回の対策を礎に、知的財産業界と常に疎通を図りながら、顧客が体感できる政策を持続的に発掘していく」と語った。

また、「審査・審判行政の全過程に国民の参加を拡大するなど、手続きの透明性を強化する方向で、既存の枠組みを大胆に革新していく」と強調した。



特許判例

特許法院2020. 7. 3宣告2019HE06785

[権利範囲確認(特許)]

【事件の概要と判示の要旨】

-確認対象発明と本事件の請求項1の発明が利用関係にあると見ることができない以上、確認対象発明が、本事件の請求項1の発明の保護範囲に属するという確認を求める本事件審判請求は、後に登録された特許発明を確認対象発明として先出願による登録発明の保護範囲に属するという確認を求める積極的権利範囲確認審判として不適法であるとみた事例-

原告は、被告を相手に、特許審判院に「確認対象発明は、被告の後登録の特許発明と同一であり、本事件の請求項1の発明の構成要素と同一または均等な要素をすべて持つ利用関係にあるので、本事件の請求項1の発明の権利範囲に属する」と主張し、積極的権利範囲確認審判を請求した。これに対して特許審判院は、「確認対象発明は、被告の後登録の特許発明と同一であるが、本事件の請求項1の発明と利用関係にないので、本事件審判請求は、結局のところ、被告の後登録の特許発明に対する権利の効力を否定する権利対権利の積極的権利範囲確認審判請求に該当して不適法である」という理由で、原告の上記審判請求を却下した。

i) 被告の後登録特許発明の請求項1の構成要素と確認対象発明の対応構成要素は、文言的に差を見つけ

ることができないほど等しい。

ii) 確認対象発明と本事件の請求項1の発明が利用関係にあるか否かについて見ると、本事件の請求項1の発明の構成要素4は、回転ブラケットが複数の磁石のうち少なくとも1つ以上の磁石を収容する構成であるのに対し、確認対象発明は、回転ブラケットがベアリングのみ収容するだけで、磁石を収容しない点で差があり、本事件の請求項1の発明の構成要素5は、複数の磁石が固定ブラケット、回転ブラケットのそれぞれに配置され、磁石はヒンジ軸の軸方向を基準に向き合う固定ブラケットと回転ブラケットのそれぞれの一側に選択的に配置され、ベアリングがヒンジ軸の軸方向を基準に回転ブラケットに配置された磁石よりも回転ブラケットの内側に配置されるのに対し、確認対象発明は、回転ブラケットに磁石が配置されていない点で文言的に同一ではなく、すなわち差がある。

上記対応する構成が、均等な構成に該当するか否かを見てみると、本事件の請求項1の発明と確認対象発明が均等な構成要素を有するとするためには、本事件の請求項1の発明に該当する構成要素の置換ないし変更があるべきであるが、先に見たように、確認対象発明には、構成要素4の「回転ブラケットが複数の磁石のうち少なくとも1つ以上の磁石を収容する構成」、及び構成要素5の「複数の磁石が固定ブラケット、回転ブラケットのそれぞれに配置される構成」が欠如しているといえるので、確認対象発明は、本事件の請求項1の発明と均等関係にあると見ることができない。たとえ、原告の主張のように、本事件の請求項1の発明の構成要素4、5に対応する確認対象発明の対応構成要素を構成要素4、5が置換されたものであると見ても、確認対象発明と本事件の請求項1の発明は課題の解決原理が異なるため、その作用効果が同一か否か、また構成要素4、5を対応構成要素に置換することが容易か否かについてさらに見る必要なく、均等関係にあると見ることができない。

従って、本事件の請求項1の発明における構成要素の一部が欠如する、または均等でない要素で置換された確認対象発明は、残りの点についてさらに見る必要なく、本事件の請求項1の発明と利用関係にあるといえない。

従って、確認対象発明と本事件の請求項1の発明が利用関係にあると見ることができない以上、確認対象発明が、本事件の請求項1の発明の保護範囲に属するという確認を求める本事件審判請求は、後登録の特許発明を確認対象発明として先出願による登録発明の保護範囲に属するという確認を求める積極的権利範囲確認審判として不適法である。

紛争

FUGENバイオ、CLバイオに対する 特許権侵害差止め仮処分訴訟で勝訴

生物プラットフォームバイオ企業であるFUGENバイオは、CLバイオを相手に提起した「Ceriporia Lacerata (CL)」菌株の特許権侵害差止め仮処分申立てが認容されたと明らかにした。

ソウル中央地方法院の第60民事部は、「CLバイオ製品に含まれる菌株は、Ceriporia Lacerataと遺伝的類似性の低い新種の菌株と見ることができない」とし、「Ceriporia Lacerata K-1とCeriporia Lamaritusは同じ菌株に用いる別の名称に過ぎない」と判断した。

これにより、「CLバイオが製品を生産・販売する行為は、FUGENバイオの特許権侵害に該当する」とし、「CLバイオは、各製品を生産、使用、譲渡、貸与、または輸入してはならない」と決定した。

裁判部は、「CLバイオのこれまでの行動に鑑みて、仮処分決定にもかかわらずこれに違反する懸念は十分あり得る」とし、「違反した場合、その都度FUGENバイオに対して一定額を支払うこと」をさらに命じた。

また、裁判部は、CLバイオが製品に「Porostereum spadicum」という菌株を含ませて特許権を侵害していないということを主張した点について、「Ceriporia Lacerat間の種内菌糸結合を通じて、それとは全く異なる菌株であるPorostereum spadicumを得たというCLバイオの主張は、技術常識を

著しく逸脱しており、Porostereum spadiceumを製品に適用するための研究を十分に行う前に製品に適用したという主張も納得し難い」と判断した。

今回の仮処分決定が認容されることにより、CLバイオのオールインワン・クリームバー、オールインワン・ローション及びオールインワン・シャンプーなどを含む6つの製品は、生産、販売及び使用が禁止となった。

一方、FUGENバイオは仮処分申立てに先立ち、去る2018年11月にCeriporia Lacerataに関する特許侵害のため、ソウル中央地方法院に侵害差止め及び損害賠償を求める本案訴訟を提起しており、今回の仮処分決定で特許侵害に対する本案判決への関心が高まっている。

仮処分及び本案訴訟の関係者は、「本案訴訟において、現在、損害額審理のためにCLバイオの関連の売上高を調査している」と述べた。

Ceriporia Lacerataは白色腐朽菌の一種であり、2002年に日本の宮崎県の原生林で初めて発見されて学界で報告されたが、食医薬的目的のために研究したのはFUGENバイオが最初であり、関連した20余の独自の特許を保有している。

25年間社名として使ってきたが…BBQ、現代自動車と「GENESIS」の商標権訴訟

-現代自動車、Tシャツなど記念品製作・販売などマーケティングのため訴訟提起

-訴訟から数年目…20余件のうちTシャツ・肉類加工食品などはBBQが勝訴

現代自動車とチキンのフランチャイズ・ジェネシスBBQが、「ジェネシス」の商標権をめぐり、数年に亘り訴訟を続けている。

業界によると、2015年にプレミアムブランド「ジェネシス」を立ち上げた現代自動車は、翌2016年からチキンメーカー「ジェネシスBBQ」を相手取り、数十件の商標権訴訟を起こしてきた。自社ブランド「ジェネシス」と「ジェネシスBBQ」の英語表記であるGENESISが同じであることが始まりだ。

ジェネシスBBQ側は、1995年から社名として使用してきたが、大手企業の現代自動車が訴訟戦を継続していることに戸惑いを隠せない。

ジェネシス (GENESIS) は「始まり、発生、起源」の意味であり、旧約聖書の第1巻「創世記」を意味している。現代自動車は2015年に、これまでにない革新的な高級車という意味で「ジェネシス」ブランドを立ち上げた。

同社が提起した訴訟のほとんどは、事業分野別にBBQが保有する商標権の取り消しを求めるものであり、事業分野は、マニキュアセット・携帯用化粧品ケース、名刺ケース・かばん・財布の小売業、下着・セーター・シャツの卸売業、貴金属製記念カップ・貴金属製記念牌・貴金属製コイン、芸能人マネージャー業・後援者探索業、照明用ワックス・ローソク・芳香キャンドル、などである。

このうち、特許裁判の1審に当たる特許審判院から結論が出た訴訟は20件余りである。特許審判院は、現代自動車が提起した訴訟のうち4件を除き、全て現代自動車側に軍配を上げた。特許審判院は、BBQがジェネシス商標権を当該事業分野で3年間使用しなかった点を認めた。

しかし、BBQが特許法院に控訴して、このうち2件の判決が覆された。特許法院における2審では、下着・セーター・シャツの卸売業、加工食肉・肉類内臓品・肉類加工食品の卸売業及び動力機械の卸売業分野でBBQが勝訴した。

2審の判決を受けて、現代自動車はTシャツなど該当分野の品目をジェネシスの記念品として製作できなくなった。自動車メーカーでは、自社ブランドのロゴを用いて様々な記念品を製作・販売しマーケティングに活用している。

旅行情報提供業・観光客案内業分野も、BBQが商標権を勝ち取った。現代自動車に軍配をあげた特許審判院の1審の決定が特許法院で覆され、その後、現代自動車が上告しなかったためBBQの勝訴が確定した。裁判部は、BBQが2004年から現在まで運営している体験学習プログラム「チキン大学」の建物の室内外に商標を使用している点を認めた。

これについてジェネシスBBQ側は、25年間社名として使用してきた商標権に対して、大企業の現代自動車が訴訟を起こしたことで、中堅企業としては対応が難しく困惑していると伝えた。韓国のチキン・フランチャイズの最大手「ジェネシスBBQ」は、ユン・ホンゲン会長が1995年に創業した株式会社ジェネシスの子会社である。

出願動向

融・複合監視カメラで犯罪や災難を防止

多様な装置を結合した監視カメラの特許出願の拡散により監視機能強化

特許庁によると、融・複合監視カメラ関連の特許出願が活発なことが分かった。人工知能技術を結合した監視カメラに関する国内特許出願は、2015年以降毎年約20件以上、その他にドローン、スマートフォン及び街灯の技術との結合による監視カメラ関連の特許出願も、毎年約10件前後出願されていることが分かった。

最近5年間（2015～2019年）の特許出願動向を出願人の類型別に見てみると、中小企業が46%（67件）で最も多くの割合を占めている。これは、映像処理技術を元に監視カメラ関連の製品を生産する中小企業の技術開発が活発なためとみられる。続いて、個人30%（44件）、大学・研究所19%（27件）、公共機関4%（5件）、大企業1%（2件）の順となっている。

最近5年間の監視カメラと結合した技術分野別動向を見ると、人工知能技術との結合が96件で最も多く、街灯技術との結合が19件、ドローン技術との結合が16件及びスマートフォン技術との結合による出願が14件であった。特に街灯技術との結合による監視カメラは、2015年の2件から2019年では6件に増えているが、これは、街灯がカメラ撮影に不可欠な光源を提供するだけでなく、多くの場所に設置されることで監視カメラの死角地帯をなくす効果があるためと

解釈される。

特許庁は、「既存の監視カメラによる災難の監視・予防及び犯罪の予測・追跡機能に対する限界を補完できるよう、人工知能と多様な装置の機能を結合した融・複合監視カメラに関する特許出願は、今後も持続するものと見られる。また、監視カメラの撮影から意図しない被害が生ずることを防ぐため、プライバシー保護技術に関する出願も増加することが予想される」と予測している。

新型コロナにもかかわらず今年上半期の知的財産権の出願が増加

非対面産業分野で出願増加傾向目立つ

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡散で、韓国をはじめ世界の主要先進国のマイナス経済成長が予測される中、特許・商標などの知的財産権の出願は増加傾向を見せており、景気回復に対する前向きな兆しを見せている。

2020年上半期の知的財産権の出願は計253,027件であり、前年同期比4.5%増加しており、特許権及び商標権がそれぞれ2.1%及び9.4%増加して、知的財産権全体の出願増加傾向に影響を与えている。

上半期の増加率は、特許99,336件（↑2.1%）、実用新案2306件（↓16.5%）、商標120,833件（↑9.4%）、デザイン30,522件（↓3.3%）であった。

新型コロナの拡散が本格化した3月以降、知的財産権の出願は暫く低迷していたが、6月には前月比17.3%、前年同月比20.7%出願が急増し、上半期全体の出願増加傾向が回復した。

経済活動が非常時であるにもかかわらず知的財産権の出願件数が増加したのは、アンタクト（非対面、untact）技術・サービスを通じた企業の新型コロナ克服への努力が、影響を及ぼしたものと分析される。

2020年1月から6月までのオンラインショッピング及び物流配送など、アンタクトに関する分野での特許出願は、前年上半期に比べ27.2%増加した。月別では、昨年同月を基準に1月に15.8%減少した後、残りのすべての期間で二桁の増加率を記録し

ている。

特許庁長は、「新型コロナの拡散で新たな変曲点を迎えている現在、企業の積極的な知的財産権を創出しようという努力が危機克服と経済成長に直結するよう、特許庁もあらゆる手段で力を尽くしていきたい」と語った。

2010年対比、最近のデザイン権 保有期間が1.8年長くなる

デザイン権の重要性及び事業における活用度が日増しに高まるにつれ、個人及び企業のデザイン権保有期間も長くなっている。

特許庁によると、デザイン権者は平均6.9年間権利を維持していることが分かった。これは10年前(2010年)の平均権利保有期間5.1年と比べると1.8年長く、過去最長期間を記録した。

2019年に消滅したデザイン権の保有期間を区間別に見ると、10年以上の長期保有が全体の19.6%で、3年超～10年未満は41.5%、3年以下の短期保有は30.1%を占めている。

2010年と比較してみると、10年以上長期維持された権利の割合は3.8倍増加(2010年5.2%→2019年19.6%)であるのに対し、3年以内に消滅した権利は0.7倍に減少(2010年41.8%→2019年30.1%)したことが分かる。

出願人を類型別に見ると、公企業が14.4年と最も長く、大企業と中小企業がそれぞれ7.1年と7年、個人と大学は6.2年維持していることが分かった。

これもまた、10年前と比べて大企業は2.5年、中小企業は1.9年延びたことになる。デザイン権の保有には少なからぬ費用の負担があるにもかかわらず、大企業・中小企業ともに保有期間が大幅に延びたことは、韓国経済及びデザイン産業にとって前向きな兆しである。

これは結局、デザインの経済的価値が増加したためであって、最近では企業がデザイン権を予め登録・保有する傾向が強まっている。

透視機能とコンピューターを搭載した眼鏡形態のデバイスとして着用できるARグラス(Augmented Reality Glasses/拡張現実メガネ)製品及び市場は2020年から本格的に成長すると見られるが、グーグルやサムスンなどの主なグローバル企業が、既に5～6年前から関連のデザインを登録・保有しているのも同じ流れからだ。

また、今後は新型コロナの拡散などにより、世界中が非対面・非接触の社会に急速に転換することが予想される。これによって、遠隔診療やサービスロボットなど、新産業分野及びタッチレスデザインに対する企業の先制的なデザイン登録及び保有が、一層増加するものと見られる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「経済危機を克服するために、アンタクト・デジタル産業に関連した良質なデザイン権の創出を奨励し、その保有デザイン権が活用・保護されて、最終的に該当企業及び産業界に役立つように関連の法制度を継続して整備していくつもり」と語った。

最新技術

太陽光利用、海水を飲料水に… 「淡水化新技術」の開発

韓国の研究陣が太陽光を利用して海水から大量の飲料水をつくりだす独自の基盤技術を開発した。科学技術情報通信部傘下の韓国研究財団は、浦項工科大学(ポステック)機械工学科のイ・サンジュン教授チームが99%以上の効率をだす太陽光基盤の海水淡水化技術を開発したと発表した。

太陽光海水淡水化技術は、光熱反応(光エネルギーを熱エネルギーに変換)により海水を蒸発させて得た蒸気を凝縮して飲料水として回収する方法である。既存の海水淡水化技術とは異なり、外部からの電力供給が必要なく、二酸化炭素を生成しない経済的かつ環境にやさしい技術として評価される。同技術は、太陽光を受け入れる膜の性能がカギとなる。膜

は、矛盾した2つの性能を兼ね備えなければならない。まず、蒸発効率を高めるために親水性の表面が必要である。しかし、親水性の表面には蒸発過程で生成される塩の結晶がたまり易いため、蒸発効率が落ちるといった問題点がある。

これを克服するために、グラフェンやカーボンナノチューブなど光熱性能に優れた炭素複合素材を用いて「光熱膜」を作製してきた。しかし、このような膜は、値段が高くて商用化が難しかった。

研究チームは、高価な炭素複合素材の代わりに、「角砂糖」を利用して光熱膜を作製した。多孔質シリコン構造に角砂糖をコーティングし、高い蒸発効率を有する光熱膜を開発した。「超親水性及び熱局部化特性を有する新しい概念の膜」と研究チームは説明した。熱局部化は、熱が外部に伝達されず発生地域に限定されて表面温度を急速に高める現象をいう。研究チームの関係者は、「膜の内部構造を流体学的観点から最適化して、海水の蒸発時に生成される塩の結晶を膜が自ら除去する自浄技術を開発した」と語った。

研究チームが、実際の太陽光の強さ(1kW/m²)の条件で実験した結果、同膜は、水の蒸発率よりも5.1倍高い2.045kg/m²の蒸発率を示した。淡水効率も過去最大の99.997%に達した。同膜を適用した海水淡水化システムを建物の屋上に3ヶ月間設置した結果、毎日、蒸発器の面積m²当たり25~30Lの飲料水がつくら

れたと研究チームは説明した。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr